平成２１年（フ）第１７０１号
北海道北広島市大曲末広６丁目５番地９
債務者　丹野　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０４号
北海道千歳市富丘４丁目１番７―403号
債務者　前　　裕志
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２０号
札幌市西区山の手３条４丁目１番41号　エーデルワイス山の手110号
債務者　吉田　祐司
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２２号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番23―107号
債務者　白戸　眞久
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２３号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番23―107号
債務者　白戸　良子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３５号
札幌市白石区平和通16丁目北９番48―303号
債務者　飯守　　準
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３６号
札幌市白石区平和通16丁目北９番48―303号
債務者　飯守　友子（旧姓目黒）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４７号
北海道千歳市北栄２丁目10番３号
債務者　森崎　真治
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５５号
北海道千歳市若草４丁目13番地の４
債務者　村山　次美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６１号
札幌市中央区円山西町４丁目４番10―101号
債務者　工藤　静香
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６５号
札幌市東区北18条東17丁目２番23号
債務者　平山　博義
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６６号
札幌市東区北18条東17丁目２番23号
債務者　平山由美子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６７号
札幌市豊平区福住２条１丁目１番22―407号
債務者　松村　　稔
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８２号
札幌市北区新琴似７条12丁目４番15号
債務者　佐々木勇こと　侯　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９３号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目７番12―205号
債務者　八木多井子（旧姓佐藤・小林）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９６号
札幌市東区東苗穂７条２丁目２番２―306号
債務者　井上　勝善
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１５号
北海道江別市元江別本町10番地の26
債務者　安藤美佳子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５４号
札幌市中央区伏見２丁目２番79号　伏見寮201号
債務者　吉崎久美子（旧姓忠海）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部